

令和4年度事業報告書

第22期

(自)令和4年4月1日

(至)令和5年3月31日

社会福祉法人 倫

東広島市黒瀬町丸山18-35

令和4年度事業報告書

I	法人本部	・・・1
II	令和4年度 黒瀬ありんこ(生活介護)事業報告	・・・2
III	令和4年度 ショートステイありんこ（日中一時支援）事業報告	・・・6
IV	令和4年度 就労サポートありんこ(就労継続支援B型)事業報告	・・・7
V	令和4年度 ホームありんこ（共同生活援助）事業報告	・・・12
VI	令和4年度 ありんこBジョブ（就労継続支援B型）事業報告	・・・13
VII	令和4年度 相談支援事業所ありんこ事業報告	・・・20

I 令和4年度法人本部 事業報告

① コロナ感染対策について

令和4年度も各事業所ともコロナ感染に留意しつつの運営となった。徹底した手洗い、うがい等の基礎的な予防策をはじめとして施設内の消毒作業を毎日励行するなど感染予防策を徹底したが、利用者、職員ともに感染者が出る結果となった。今後5類移行となるが、こうした感染予防策は今後も継続して行う。また会議、催事等は分散開催、或いは中止とした。

② グループホーム建設について

補助金については24,900千円の決定となった。しかしながら2度に渡る設計図面の再提出があったため、大幅に建設スケジュールが遅れてしまう事態となった。また福祉医療機構からの融資も申込段階で内諾の回答を得ていたが、建設見積が上昇したため再度精査し申込金額が増加することになった。このことにより令和5年度に完成、施設の開所は令和6年度の見込となる。

③ 合理的な法人運営について

令和4年度は喫茶なごみの廃止等合理化を図ったが、まだ尚不採算部門が存在しこのことが資金繰りに支障をきたしている。令和5年秋口以降更に建設にかかる費用、及び新規職員採用による人件費の増大が予想されるため無駄を省き最大限の合理化を行い、経費削減を図る。

④ 職員の資質向上について

各人に応じた研修を受講しレベルの向上を図った。

⑤ 令和4年度から義務化となった虐待防止及び身体拘束等の適正化のさらなる推進について

令和4年度に虐待防止委員会の設置、虐待防止マニュアルの策定を行った。引き続き講師を招聘しての全職員対象の研修を行い徹底した虐待防止意識の定着を図った。

⑥ 東広島市監査を受けて

東広島市より監査を受け、社会福祉事業の主な担い手として事業の質の向上、適切な福祉サービスを提供するため第三者評価を受けるよう助言があり令和5年度に取組を予定している

以上のような施策等を通じ、支援者としての専門性の向上及びより良い職場環境を構築するために、人材の確保・育成・定着を重点課題として、安心・安全な施設、従業員が働きやすい職場作り等を行った。またグループホームの令和6年度開設に向けての進捗を図った。

Ⅱ 令和4年度 生活介護事業所 黒瀬ありんこ事業報告書

- 1 はじめに
- 2 利用者へのサービス
 - (1) 生活介護事業
 - (2) 誕生日会
 - (3) 保健衛生
 - (4) 消防訓練
 - (5) 消防関連
 - (6) 会議
- 3 行事
 - (1) 企画行事
 - (2) 対外行事
- 4 地域活動
 - (1) 機関紙発行
 - (2) 施設見学・実習・体験学習受入
- 5 研修

1 はじめに

令和4年度 生活介護事業所 黒瀬ありんこでは、「共に楽しく過ごす」を合言葉とし、共に笑顔で、利用者が安心した1日を過ごせるように支援を行った。

施設内を明るく楽しく彩る等、各季節に応じた行事を考慮し実践する事で、利用者に季節感を感じてもらえるよう心掛けた。作業と余暇のメリハリをつけ、利用者 と職員が行事を一緒に作り上げることで、共に楽しめるものになったと感じている。

今年度も新型コロナウイルス感染防止の徹底に努めた。マスク着用や手洗い等、利用者の特性上、苦手な方がいるものの、皆と共に感染拡大防止の為に活動をする事が定着し、除菌と衛生の保持・向上が出来た。

年3回の職員勉強会では利用者へより良いサービスを提供する為、個別支援計画を確認しながら支援の意識統一を行う。利用者のニーズに向き合いながら、利用者の出来ること（強み）を活かした目標にする事で、施設内での利用者の役割など “自分にしか出来ない事をやっている” という自信や喜びを味わってもらい、笑顔になれるような支援計画の作成に努めた。

サービス管理責任者による支援記録や申し送りノート・福祉台帳を有効に活用し、小さなことから全てを職員全員で共有し、職員間の「ほう・れん・そう」を強化し、職員全員が統一感を持ってより良い支援を行う事が出来たのではないかと感じている。

2 利用者へのサービス

(1) 生活介護事業

a) 介護

- ① 自己意欲を持てるような環境設備の強化
 - ・特性を尊重した上で、過ごしやすい場所、時間等の支援
- ② トイレ誘導の取り組み強化
 - ・クリアファイルの排泄時間の記入を基に排泄誘導を実施

b) 生産活動

・下請け作業	総収入	513,794 円
・作業前ミーティングと自己選択の確立（ホワイトボードの利用）		
・利用者に応じた作業場所・作業内容・作業時間の見直し		
・毎月5日工賃支払い		
・工賃	1人当たり1ヶ月支給額平均	1,430 円
・ボーナス	1人当たり支給額平均	1,000 円

(2) 誕生日会

- ・毎月1回合同誕生日会を開催
- ・誕生日の利用者は昼食を喫茶なごみで食べる
- ・誕生日の利用者に好きなケーキを選んでもらう
- ・音楽療法の実施

(3) 保健衛生

- ・嘱託医 東広島記念病院
- ・健康診断 11月17日(木) 職員 利用者 実施
- ・バイタルチェック 毎月第2・4水曜日に実施
- ・インフルエンザ予防接種(希望者のみ実施) 11月17日(木)
- ・体温調査票 毎日
- ・コロナウィルス拡大防止対策で全員マスク着用の徹底

(4) 消防訓練2回実施 令和4年11月5日(土)・令和4年11月26日(土)

(5) 消防関連 消防点検 指摘事項なし

(6) 会議

- ・ケア会議(法人全体) 書面決議
- ・職員勉強会(生活介護)
6月11日(土)・11月19日(土)・3月11日(土)

3 行事

- ・ありんこ交流祭 5月28日(土)
 - ・りんりん祭り 10月15日(土)
 - ・クリスマス交流会 12月17日(土)
- 新型コロナウイルスの為開催及び参加中止した行事は次のとおり
- ・福祉祭り(東広島市社会福祉協議会主催)
 - ・ありんこ運動会 ・日帰り旅行

4 地域活動

(1) 機関紙発行

(2) 施設見学・実習・体験学習受入

① 施設見学・実習

- ・特別支援学校(西条・黒瀬)の受入

② 体験学習受入

広島国際大学

5 研修

4/12(火) 地域共生社会の実現に向けて

4/20(水) 認知症について

6/11(土)・6/12(日) 強度行動障害支援者養成研修 (基礎研修)

6/18(土)・6/19(日) 強度行動障害支援者養成研修 (実践研修)

6/22(水)・6/23(木)・8/18(木)・11/9(水) 令和4年度広島県相談支援従事者現任者研修

6/29(水) 令和4年度介護サポーター人材づくり事業 周辺業務切り出し研修会

10/5(水)・10/6(木) 令和4年度広島県サービス管理責任者 更新研修

10/22(土) 令和4年度第2回社会福祉法人倫 ケア会議(研修) 虐待防止について

11/30(水) 令和4年度集団指導研修(事業者指導監査等)

Ⅲ 令和4年度 ショートステイありんこ事業報告書

1. 利用者へのサービス

- ・定員 6名
- ・令和4年4月から令和5年3月
- ・月曜日から金曜日（祝日・黒瀬ありんこ指定の休日を除く） 9:00～17:00

月別延べ利用人数

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
42	29	40	38	41	32	38	33	39	36	37	36	441

2. 食事の提供

- ・昼食希望者へ食事提供 400円

3. 送迎サービス

- ・送迎希望者へ送迎サービス

4. その他

- ・利用者と職員の間で信頼関係が構築されたこと、また職員間の連携も円滑であることにより、スムーズな運営、支援が行われている。

IV令和4年度 就労サポートありんこ（就労継続支援B型）事業報告

1. はじめに
2. 利用者へのサービス
 - (1) 就労継続支援 B 型事業
 - ① 生産活動
 - ② 作業内容
 - (2) 給食センターありんこ亭の実施業務
3. 防災
4. 保健衛生
5. 行事
6. 対外行事
7. 地域活動
 - (1) 機関紙発行
 - (2) 施設見学・実習受入
8. 研修・会議

1. はじめに

令和4年度、就労サポートありんこ（就労継続支援B型）は、定員を20名とし、利用者16名でスタートした。

前年度に引き続き『働く意識』を重点に置き、作業開始時間の厳守、作業中の無駄話の禁止、仕事をする場としての意識付けを強化し、それぞれ利用者の特性を考えた支援を行ったが、1年間を通して、個人的に特別な支援が必要となり、利用者間のトラブル等の問題解決に尽力する事案が多かった為、個々の支援内容を改めて立て直す話し合いと利用者のニーズを確認する聞き取り等を行った。

また、世の中が新型コロナウイルス感染症対策について、少しずつ緩和に向かっている中での企画行事や利用者研修を行う事が出来た。

2. 利用者へのサービス

(1) 就労継続支援B型事業

① 生産活動

・下請け作業	収入	5,044,373円
自主製品	収入	107,342円
(ゆずちゃん)		
・支給額	工賃	3,796,365円
	1人当たり1ヶ月支給額平均	21,570円
	内 ボーナス	144,000円
・毎月5日工賃支払い		

② 作業内容

ア) トイレのゆずちゃん

自主製品作成

イ) 給食センターありんこ亭

盛り付け・洗浄

ウ) 外部委託業務

●社会福祉法人 東広島市社会福祉協議会

黒瀬保健福祉センター清掃業務（毎月隔週：月・水・金）

●下黒瀬住民自治協議会

広報誌等配布業務

エ) 下請け作業 (全 5 社)

- 株式会社 コーポレーションパールスター
 - ・アカパクション製作・靴下の縫製下準備作業
 - ・パッケージシール貼り作業
- 有限会社 カネイ
 - 盆灯籠作製・納品
- 株式会社 こころ広告社
 - ダイレクトメール封詰め・宛名シール貼り
- Dog Life Plus
 - 犬・猫用のおやつの小分け作業
- 農事組合法人 友
 - 農作業 (ありんこ農園)
 - 米と野菜作り・地域の草刈り等手伝い

(2) 給食センターありんこ亭の実施業務

- ・管理栄養士監修の給食提供
- ・毎日の検食
- ・給食会議の実施 (月 2 回)
- ・給食従事者研修への参加
- ・嗜好調査 (3 月)

3. 防災

- ・避難訓練 消防訓練 11 月 4 日 (金)・3 月 23 日 (木) 実施

4. 保健衛生

- ・嘱託医 東広島記念病院
- ・健康診断 11 月 17 日 (木)
- ・インフルエンザ予防接種 11 月 17 日 (木)
- ・バイタルチェック (毎月 1 回 第 2 木曜日に実施)
- ・体温調査票 (毎日)
- ・アルコール消毒液・次亜塩素酸ナトリウム消毒液による消毒の徹底 (毎日)
- ・マスクの着用
- ・給食センターありんこ亭関係者 検便の実施

5. 行事

- (1) 第8回 ありんこ交流祭
 - ・5月28日(土) 各事業所にて分散開催
- (2) 第16回 クリスマス交流会
 - ・12月17日(土) 各事業所にて分散開催
- (3) とんど・中止
 - 餅を作り、利用者と地域の方々に配った
- (4) サポート買い物研修・3月8日(水) ゆめタウン呉周辺

6. 対外行事

- (1) 育成会日帰り旅行
 - ・6月18日(土) 四国水族館他
- (2) 育成会ボウリング大会
 - ・7月24日(日) 賀茂ボール
- (3) 育成会クリーンアップ作戦
 - ・10月23日(日) 東広島市黒瀬生涯学習センター周辺

7. 地域活動

- (1) 機関紙(ありんこ新聞)発行
 - 72号(4月)・73号(7月)・74号(10月)・75号(1月) 計4回発行
- (2) 施設見学・体験学習実習受入
 - ① 施設見学 ・利用希望者
 - ② 体験学習受入 ・広島国際大学

8. 研修・会議

- (1) ケア会議(法人全体)虐待防止研修
 - ・10月22日(土)
- (2) ケア会議(事業所内)
 - ・6月25日(土)・2月18日(土)
- (3) 強度行動障害支援者養成研修
 - ① 基礎研修
 - ・6月11日(土)～12日(日) くれんど
 - ② 実践研修
 - ・6月18日(土)～19日(日) くれんど
- (4) SKH 東広島(オンライン)
 - ・6月7日(火)・7月27日(水)・9月6日(火)・11月25日(金)

- ・12月6日(火)・3月7日(火)
- (5) 令和4年度広島県相談支援従事者現任研修(オンライン)
 - ・6月15日(水)～16日(木)・8月17日(水)・11月8日(火)
- (6) 令和4年度地域懇談会(黒瀬会場)
 - ・7月6日(水)
- (7) その他(理事長)
 - ・東広島市手をつなぐ育成会 令和4年度 役員会
 - ・社会福祉法人つつじ 理事会
 - ・社会福祉法人太陽の町 理事会
 - ・令和4年度 東広島市社会福祉施設連絡協議会総会(書面決議)
 - ・公益社団法人 広島県就労振興センター 2022年度 通常総会(書面決議)
 - ・令和4年度 東広島市障害者計画等審議会
 - ・社会福祉法人倫 理事会・評議員会
 - ・令和4年度 東広島市黒瀬地区共同募金委員会

V 令和4年度 ホームありんこ（共同生活援助）事業報告

1 利用者について

- ・定員 15名（入所者 12名）※3月末現在
退所者 1名

2 個別支援計画書

- ・個々の利用者に沿った支援計画書の作成

3 記録

- ・日々の日報の記録

4 食事の提供

- ・朝食の提供 300円
- ・昼食の提供（事業所休所日のみ）400円
- ・夕食の提供 500円

5 保健衛生管理

- ・コロナワクチン集団接種
- ・うがい・手洗い・マスク着用の徹底
- ・アルコール消毒液・次亜塩素酸ナトリウム消毒液による消毒の徹底

6 送迎サービス

- ・週末の帰宅時・週初めGHへの送迎サービス
- ・通院が困難な方に対する病院への送迎付添サービス
- ・個人的な手続きや買い物等支援が必要な方に対する送迎付添サービス

7 避難訓練・消防点検

- ・11月4日（金）・3月23日（木）実施

8 余暇活動

- ・中止

VI 令和4年度 ありんこBジョブ(就労継続支援B型)事業報告

1. はじめに
2. 基本方針
3. 利用者へのサービス

1. はじめに

令和4年度も引き続き新型コロナウイルスの感染リスクを減少させるため、職員・利用者ともに感染防止対策を行い、安全面を第一に考えた活動の提供を行った。

- ・ 令和4年度、22名の利用者でスタートする。
- ・ 障害者総合支援法の基本理念に基づき、「日常生活・社会生活」の支援を行う。
- ・ 障害者虐待防止法に基づき、倫理要綱の遵守。

2. 基本方針

就労移行支援事業を利用したが一般企業等の雇用に結びつかなかった方や、働くことを希望しているが就労移行支援の利用が困難な方に対し就労や生産活動の機会を提供する（雇用契約は締結しない）とともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった方には、一般就労等への移行に向けた支援を行う。

3. 利用者へのサービス

(1) 個別支援

利用者一人一人の個性や障害特性を理解し、個別支援計画に沿って日々の支援を行う。

①個別支援計画

- ・ 利用者のニーズや個性等を把握し、利用者との面接や職員会議等で協議し、作成を行った。
- ・ 半年毎、または本人の要望に応じて評価・見直しを行い、その結果が次の支援に結び付くような発展的な計画作成を行った。

②相談等

- ・ 利用者の生活や心身の健康等について、必要に応じて面接や電話相談、訪問を行った。
- ・ 必要に応じて職員会議や関係機関とのケア会議を開催し、支援の方向性について検討を行った。
- ・ 相談内容として、作業への取り組み方や、内容の変更等が多く、次いで生活改善のためのトレーニングや嗜好品の節制等、利用者同士のコミュニケーションや付き合い方などの相談もみられた。また利用者、その家族の高齢化も進み、今後の生活への不安やいざという時の対応についての相談もみられた。

(2) 生産活動

利用者一人一人に合わせた支援を行うと同時に、作業効率と工賃の向上を目指し

た取り組みを行った。

令和4年度下請け収入 1,906,156円

①ゆずちゃん作業（自主製品トイレのゆずちゃん／受注製品あかぱっくん等）

- ・個々の能力に応じた作業支援を行い、作業意欲・正確さ・臨機応変さを向上させ全体の作業効率の維持を目指した取り組みを行った。
- ・利用者のその日やその前後の本人の状態を考慮しながら、一人一人の作業内容を調整した。利用者全体の生産力は横ばいだが、利用者の作業意欲の向上につながっていると評価する。
- ・今年度は利用者一人一人の「作業の正確さ」「作業の集中力」「作業変更等による臨機応変な対応」「作業種別」「作業量」「作業の継続時間」の6つの項目を基に個別に工賃の時給を設定した。一人一人の利用者のコンディションが日によって差が大きいことも評価をする上でのポイントとし、本人の能力に応じた評価を行った。工賃ランクに関心がない利用者もいるがモチベーションアップにつながっている利用者もいるため、継続して行いたい。また、職員側は毎日評価をするため、作業するだけでなく、作業中の利用者を観察できる利点もあるため、両者にとって良い影響があったと言える。
- ・評価基準は曖昧な面もあるが、利用者の特性や得手・不得手の問題もあるため、利用者の「標準」を決め、個人の作業能力そのものの評価よりも、個人が持つ作業能力をどれだけ出せたか、1日の作業状況から上記の6点の視点から評価する内容を継続実行したい。また、内職作業だけの評価ではなく、畑作業・喫茶作業も含めた評価となるため、密に職員間の情報共有をする必要性がある。

②喫茶

ア) 喫茶運営

- ・今年も引き続き、新型コロナウイルス感染リスクを考慮し、状況に応じて営業時間の短縮・営業日を減少しながら運営した。また喫茶利用客の「消毒の徹底」「マスクの着用」「検温」を実施し、感染防止対策を行った。
- ・2023年1月末に喫茶店を閉店し、就労支援スペース兼地域交流スペースとして喫茶のスペースを活用することとした。

イ) 喫茶作業

- ・利用者の支援方法の確立と定期的な喫茶作業ができる利用者の育成支援を目指した。また、喫茶での総合的な作業ではなく、ケーキ・おかし作り・食器洗浄補助などの部分ごとに作業を細分化することにより、携わる利用者の増加に繋がった。今後も部分的に参加できる仕事を創出することで、利用者のモチベーションアップにも繋げる。
- ・喫茶の運営に関わる作業は無くなったが、利用者の誕生日ケーキを作るなどの作業

を引き続き行っている。

③清掃

- ・個々の利用者の清掃スキルは徐々にではあるが上がってきているため、現在の方法や支援内容を継続し、改善点があればその都度検討する。
- ・継続的に参加できる利用者が減少したため、新規利用者の育成支援が課題である。

④畑作業

- ・年間を通して作業できる利用者の育成支援を目指し、利用者が担当できる作業の確立や、利用者の主体性を養うための育成支援も目指した。
- ・1年を通して収穫できる野菜を育てた事により、定期的に畑作業を行うことができた。参加者を増やすために、比較的簡単な工程をつくり参加しやすい環境づくりに取り組んでいる。さらに、意欲的・主体的に取り組んでもらうため、ミーティング等を通じて、適時、作業参加者の意向を確認しながら支援を行った。

⑤香木堂シール貼り作業

- ・H29年9月より行っている作業であり、商品である「かりんとう」を入れる袋にラベルを張る仕事を実際に香木堂に出向き、同社の作業場にて行う作業である。
- ・治具の作成・活用により作業能率や正確性が向上している。
- ・Bジョブだけでなく、生活介護の利用者と共同で作業に取り組んでいる。

⑦広報誌配達業務

- ・H29年5月より行っている作業であり、下黒瀬地区住民自治協議会からの委託作業である。月に1度、市政だより等の広報誌を就労サポートありんこと区分けをして下黒瀬地区（約300件）へ配布している。
- ・配布ルート確立をすることで、作業能率が向上した。

⑧光文堂作業

- ・桐箱の組立作業・ダンボール組立作業・DMの封入作業の内職を行う。ダンボールの組立作業に関しては、作業工程を説明することで、多くの利用者が携わることが出来ている。桐箱の組立作業に関しては、工程も多いため、携わることのできる利用者が限られている。DMの封入作業に関しては、作業工程を分けることにより、ほぼ全員で取り組めた。今後も継続して、工程を細分化するなど、多くの利用者が携わることが可能な作業の仕組作りを行う。

⑨三共産業作業

- ・R5年2月より呉市安浦町にある三共産業からの依頼で、ネジ等を使った部品の組み立て作業を行っている。作業工程も少なく、治具を使用することで、多くの利用者が携わることのできる作業となっている。また黒瀬ありんこや就労サポートありんこも共同で行い、利用者の活動を確保することにも繋がっている。

⑩その他

- ・新型コロナウイルスの影響で外部のイベントが開催されなかったため、出店等では

きなかった。今後も各関係機関と連絡を取り、状況を見ながらイベント参加ができる体制を整えておく。

(3) 評価等

①工賃ランク

- ・上記の「ゆずちゃん作業」にあるように、評価方法を見直し、利用者個々の時給の設定を行った。

②MVP制度

- ・この制度を設けることにより利用者からの推薦の申出、獲得理由が全員の納得を得られたり、自分の獲得回数の確認を行ったり、利用者が意識して活動に取り組んでいる様子が伺え、この MVP 制度が利用者に浸透していることが実感できた。また、課題としては作業にしっかりと取り組めた利用者が獲得する事が多いため、作業以外の部分にも目を向けていくことが必要である。

③皆勤賞

- ・毎月、皆勤賞を獲得する利用者はある程度固定されているが、目指している利用者同士が励ましながら通所し、利用日数の維持にも貢献した。

④全通所賞

- ・体調によって作業ができなかった利用者も、通所のモチベーションが上がるような取り組みとして行っている。実際に、皆勤賞を取り損ねても全通所賞を目指して、通所する利用者も数名いた。

⑤フルタイム手当

- ・全員ではないが、一定の利用者にとっては励みになり、「今日はフルタイムを目指す」と意識して作業に取り組んでいる利用者もみられた。

(4) 余暇活動

①利用者ミーティング

- ・毎月5日に利用者と職員で、予定の確認や連絡事項、レクリエーションの内容の話し合い等を行った。参加者はある程度固定されているが、ミーティングの進行など利用者と職員が分担しながらスムーズに行えるようになった。

②レクリエーション

- ・年間を通じて、作業と同時並行で行ったため、レクリエーションに参加しない利用者の通所日数が増えた。レクリエーションに参加しない利用者の活動を考慮するためにも、今後も作業と同時並行できるよう計画立てていきたい。
- ・今年度は参加がほとんどなかった利用者も職員からの声掛けや、利用者同士の声掛けによって参加する回数が増えている。
- ・内容としては、花見などの行楽、ドライブ・買い物、忘年会や昼食会（調理実習）

等を行った。利用者の高齢化もあり、年々、体を動かすレクリエーションの希望や参加が減少していることが傾向としてある。またの利用者の状況は以前と異なり、作業ではなく余暇活動を目的としている利用者が増加しているため、回数の増加も検討していく。

- ・今年度は新型コロナウイルスを考慮しながら、できる範囲内でレクリエーションをするよう心掛けた。その中で、状況に合わせて、少人数でグループに分かれてのレクリエーションを行う等、余暇活動を目的とした利用者への対応ができ、通所数の増加にも繋がった。

③クローバー（ピア活動）

- ・利用者の自主活動と位置付けているため、会の運営や進行は全て利用者に任せた。今年度は、開催が無かったが、会としては残しておきたいという声が上がったため、存続はしている状態にある。職員の介入のタイミングは難しいが、意義ある活動して継続できるように声かけをしていく必要がある。

④誕生日会

- ・利用者の誕生日に合わせて行った。利用者は全員、自身の誕生日、他者の誕生日を楽しみにしているため、継続して行いたい。

⑤交流行事

- ・今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、各事業所で行った。

⑥プチハッピー

- ・日常の生活習慣や身だしなみ等、集団生活においてお互いが気持ちよく活動できるための事柄を各月の目標としてきている。利用者・職員全員その月の同一目標として取り組んでいるが、9年目になると意識して行動する者は偏りはじめているため、内容や声かけ等の方法の再検討が必要。

(5) その他活動

①体調管理

- ・体温管理…毎日
- ・定期健康診断…年1回（11月）
- ・インフルエンザ予防接種…希望者のみ（実費）
- ・バイタルチェック…毎月2回
- ・アルコール消毒、手洗い、うがい励行の呼びかけ・バイタルチェック

②送迎サービス

- ・送迎希望者への送迎サービスの実施（12名）

③消防訓練

- ・12/21、12/27に実施

④見学、体験学習の受け入れ

- ・依頼による見学の受け入れ
- ・広島国際大学より「社会福祉士実習」の受け入れを行った。(2名)
- ・九州保健福祉大学より「相談援助実習」の受け入れを行った(1名)

Ⅶ 令和4年度 相談支援事業所ありんこ 事業報告

1 事業の内容

(1) 実施事業

- ①指定特定相談事業（計画相談支援）
- ②指定一般相談支援事業（地域移行支援）
- ③指定障害児相談支援事業

(2) 通常の事業実施地域

黒瀬町

(3) 営業日・時間

営業日 法人の年間開所予定による
営業時間 8:30～17:15

(4) 職員体制

管理者 1名（兼務）
相談支援専門員 3名（専任1名、兼任2名）

(5) 苦情解決

要望、苦情等の申立先、及び相談窓口を設け、事実確認や解決に向けて関係調整を図る体制をとる。令和4年度の苦情の申立は0件であった。

2 指定特定相談事業（計画相談支援）

(1) 内容

①サービス利用支援

利用者本人やご家族の来所による面接又は訪問を行い、心身の状況や生活環境を把握し、適切な保健、医療、福祉、就労、教育等に係るサービス等が総合的かつ効率的に提供されるようサービス等利用計画の作成に努めた。

②継続サービス利用支援（モニタリング等）

利用者及びその家族等とサービス等利用計画に記載の通り各事業のサービスが提供されているか、モニタリングとして経過について確認し、把握した。

各事業がサービス等利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービス等の事業者等との連絡調整を行った。

③各事業のサービス等利用計画の変更

利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、又は事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更した。

④その他

相談支援に付帯するその他必要な支援を行った。

(2) 対象者

障害者（障害の特定はしない）

(3) 対応件数

- ①新規契約者 7名
- ②継続契約者 92名
- ③契約終了者 6名
- ④サービス利用支援 85件
- ⑤継続サービス利用支援 117件

3 指定一般相談事業（地域移行支援）

(1) 内容

障害者支援施設や精神科病院等にいる障害者が、地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の支援を行う。

- ①地域移行支援計画の作成
- ②入所施設や精神科病院への訪問による利用者に対する相談及び援助
- ③障害福祉サービス事業の体験的な利用等に係る動向による必要な支援
- ④1人暮らしに向けた体験的な宿泊に係る支援

(2) 対象者

障害者（障害の特定はしない）

(3) 対応件数（実人数）

- ①新規契約者 0名
- ②継続契約者 0名
- ③契約終了者 0名

※今年度は指定一般相談事業に関する依頼がなかった。

4 指定障害児相談支援

(1) 内容

- ①サービス利用支援
- ②継続サービス利用支援（モニタリング等）
- ③各事業のサービス等利用計画の変更
- ④その他相談支援に付帯するその他必要な支援を行った。

(2) 対象者

障害者児（障害の特定はしない）

(3) 対応件数（実人数）

- ①新規契約者 0名

- ②継続契約者 9名
- ③契約終了者 3名
- ④サービス利用支援 7件
- ⑤継続サービス利用支援 3件

令和 5 年度事業計画書

第 23 期

(自)令和 5 年 4 月 1 日

(至)令和 6 年 3 月 31 日

社会福祉法人 倫

東広島市黒瀬町丸山 1 8 - 3 5

令和5年度事業計画書

- I. 令和5年度 法人本部 事業計画 (案) . . . 1
- II. 令和5年度 黒瀬ありんこ事業計画書 (案) . . . 2
- III. 令和5年度 ショートステイありんこ (日中一時支援) 事業計画書 (案) . . . 7
- IV. 令和5年度 就労サポートありんこ(就労継続支援B型)事業計画書(案) . . . 8
- V. 令和5年度 ホームありんこ (共同生活援助) 事業計画書 (案) . . . 15
- VI. 令和5年度 ありんこBジョブ (就労継続支援B型) 事業計画書 (案) . . . 17
- VII. 令和5年度 相談支援事業所事業計画書 (案) . . . 21

I 法人本部

1 コロナ感染防止対策について

コロナウイルス蔓延の終息が未だ見出せない状況の中明るい兆しがあるが、各事業所は引き続き衛生管理及び感染防止の徹底を図り、利用者並びに職員に対する特段の健康面・安全面の配慮を行う。行事開催に関してはこれまで通り感染状況、蔓延状況に応じて、その都度開催の可否や規模等の判断を行い実施する。

2 グループホーム（共同生活援助・短期入所）建設について

平成31年度事業計画書で謳った重度障害者のグループホーム(共同生活援助・短期入所)の建設計画について、広島県と具体的な協議に入ったものの、2度にわたる積算書の再提出が発生したために令和4年度内の施設の完成、令和5年度からの共同生活援助及び短期入所の事業開始予定が大幅に遅延し、令和5年度入札、建設工事の開始、令和6年度にグループホームの開所の見込となった。

3 グループホーム 2024（令和6）年度開設に向けた取組

2024（令和6）年度グループホーム・短期入所開設に向け、人員の確保、研修等の施策を行い、開設に向けた準備を行う。

4 合理的な法人運営について

令和5年1月31日をもってありんこBジョブ「喫茶なごみ」を廃止した。

このことにより経費は年間2百万円程度削減の見込となる。また他の不採算部門の見直しを図ることにより、今後の新施設建設に伴う経費の増加、職員増加による人件費の増加に対応していく。そのため運営方法の見直し等更なる対応策を講じることにより合理化を図り経費削減を行う。

5 福祉・介護職員の処遇改善、ベースアップ手当について

障害福祉現場の最前線において働く福祉・介護職員の賃金上昇を行うべく処遇改善手等を取得し賃金の改善を図っているが、2024年度からの厚労省による賃上げ検証、事業者の経営報告義務が発生するためこの方針に沿った対応を図る。

6 第三者評価の実施について

令和5年1月13日東広島市指導監査受験時に東広島市より福祉サービス第三者評価の実施の助言もあり、今後の実施に向けた方向で検討する。

7 権利擁護

法人内に虐待防止委員会を設置した。令和4年度より義務化となった従業者への虐待防止研修の実施、虐待防止委員会での検討結果の従業者への周知徹底を図り、職員の意識の更なる高揚を図る。虐待防止のため今後も定期的な研修の実施を行う。

Ⅱ 令和5年度 黒瀬ありんこ(生活介護) 事業計画書

1. はじめに
2. 基本方針
3. 概要及び支援方針
4. 職員配置
5. 活動プログラム
6. 利用者への支援内容
7. 行事及び地域活動
8. 研修
9. 防災・安全

Ⅱ 黒瀬ありんこ 生活介護 事業計画

1.はじめに

コロナウイルス感染状況が続く中引き続いて、衛生管理の徹底、感染防止を図り利用者、職員について特段の安全面の配慮を行いながら事業を実施していく。利用者の特性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるなように入浴・排泄・食事の介護、機能訓練・健康管理の支援を行う。

2.基本方針

- 「人間尊重の心」の基本理念に基づき、やさしさ、思いやり、けじめの運営思想を持って行動する。
- 利用者一人一人の個性や障害特性を理解し作成した個別支援計画に沿って支援を行う。
- 「利用者と共に楽しむ」をモットーに、利用者の能力・体力に応じた“できること”を見出していく。
- “できた喜び”を利用者と職員が共有するため優しく丁寧な支援を行い、利用者の自信へと繋げる。

3.概要及び支援方針

- 令和5年度は、39名の登録者でスタートする。
- 障害者総合支援法の基本理念に基づき「日常生活・社会生活の支援」を行う。
- 障害者虐待防止法に基づき、倫理要綱を遵守していく。

4.職員体制

管理者1名・サービス管理責任者1名・生活支援員13名（常勤5名・非常勤8名）
看護職員3名（非常勤3名）・事務員1名（常勤1名）・嘱託医（東広島記念病院）

5.活動プログラム

(1) 年間行事予定 別紙参照(令和5年度確定次第、利用者・保護者・職員に配布)

(2) 月間予定

- 利用者工賃支給日 毎月5日
- バイタルチェック 毎日の自宅での検温と月2回(第1・第3水曜日)の体重・血圧測定を行い、健康管理を行う。
- 合同誕生会 ・毎月1回、誕生月の利用者個々に選んでもらったケーキを昼食時に提供する。
- その他 ・療法士による音楽療法の実施。
・健康体操の実施（新規導入）。

(3) 日常プログラム (作業時間 195分)

8:30~9:00	送迎
9:00~9:30	自由時間
9:30~10:00	朝礼・ミーティング
10:00~10:45	作業 (1時間目)
10:45~10:55	休憩 (①休憩)
10:55~11:35	作業 (2時間目)
11:35~13:00	昼食・昼休憩

13：00～13：20	ラジオ体操・ストレッチ
13：20～14：00	作業・余暇活動（3時間目）
14：00～14：10	休憩（②休憩）
14：10～14：40	作業・余暇活動（4時間目）
14：40～14：50	休憩（③休憩）
14：50～15：25	作業・余暇活動（5時間目）
15：25～15：40	片付け・掃除
15：40～	送迎

6.利用者への支援内容

(1) 介護

①利用者への支援方針

- 利用者の基本的人権に配慮し状況に応じた介護の提供及び支援を行う。
- 利用者個々のニーズや特性に合った支援を行う。
- 施設内での利用者の変化を見逃さず、状況にあわせた対応を行う。

②排泄介助

- 利用者の排泄状況を踏まえたトイレ誘導・排泄介助を実施する。
- 排泄介助時、身体状態に気を配る。

③入浴介助

- 着替え支援時に身体の異常に気を配る
- 利用者・保護者のニーズ、状況に沿ったサービスを提供する。

(2) 生産活動方針

- 利用者の意向・適性・障害の特性・能力等を考慮した多種多様な生産活動の実施をする。
- 新規作業の開拓を行う。
- 利用者が生産活動や余暇活動に意欲的に取り組めるよう自己選択を促す支援を実施する。

(3) 作業科目

- 下請け作業（パールスター、岩谷マテリアル、京石産業）、香木堂
- 清掃作業（黒瀬保健福祉センター内）
- ありんこ亭（弁当箱の洗浄、片付け等）

(4) 工賃支払

- 生産活動に係る事業収入から当該事業に必要な経費を控除した額を支払う。

(5) 食事提供

- 利用者の特性に配慮した食事介助を行う。
- 体重管理を行い食事量の見直しを図る。
- 看護職員による経管栄養を実施する。
- 適切な衛生管理を実施する。

(6) 健康管理

- 定期健康診断 年1回実施 東広島記念病院
- 体温調査票（毎日実施）

- バイタルチェック 月 2 回(第 1・第 3 水曜日)、体重・血圧測定を行う
- 新型コロナウイルス対策 アルコール消毒、手洗い、うがいの励行、マスクの着用等徹底した感染対策を行う。

(7) 利用者送迎

- 送迎希望者への送迎を行う。

7.行事及び地域活動

実施については新型コロナウイルスの感染状況を勘案し検討する。

(1) 企画行事

○ありんこ交流祭

- ・ボランティア(黒瀬高校福祉科・広島国際大学「つぶ」)・障害者・障害児・職員が各イベントに参加し交流を図る事を目的とし、地域住民との交流の場として開催する。
- ・開催予定 5月

○クリスマス交流会

- ・手をつなぐ育成会・父母の会・カンガルーの会・黒瀬ありんこ・就労サポートありんこ・ありんこBジョブが共同で開催する。
- ・開催予定 12月

○施設内行事の充実 ・各種季節イベント

- ・日帰り旅行
- ・ありんこ運動会…8月
- ・りんりん祭り…10月
- ・その他 季節のイベント(端午の節句・七夕・節分・雛祭り)に関しては、利用者に季節を感じてもらえるよう、工夫し行う。

(2) 対外行事及び地域行事

- 黒瀬町福祉祭り(10月予定) 実行委員会に参画。
- 東広島市福祉祭り(11月予定) 実行委員会に参画。

(3) ありんこ新聞発行

- 施設紹介、イベント紹介等を盛り込み、親しみのある新聞を発行する。
- 年 4 回(4月・7月・10月・1月)発行する。

(4) 施設見学・実習

- 地域や関連団体からの見学希望、各学校からの実習を積極的に受け入れる。
- 地域の交流の場として施設を開放する。

8.研修

- 各職員の職務に対応した研修を受ける。
- 各分野での専門家を育成する体制を構築する為の研修に参加する。
- 各種研修会に参加後施設内研修を行い、職員全員で情報を共有する。
- その他施設内研修を充実させる。

9.防災・安全

- 消防署と連携した年2回防災訓練を実施。
- 避難経路を確保するために整理整頓を行うとともに、防災意識の高揚を図る。

Ⅲ 令和5年度 ショートステイありんこ（日中一時支援）事業計画書

1. はじめに
2. 基本方針
3. 利用定員
4. 職員体制
5. 利用者への支援内容
6. 利用対象者
7. 利用料

1.はじめに

利用者（障害者・児）及び保護者のニーズを最大限尊重し、日帰り入浴、・排泄・食事介助等必要な支援を行っていく。

2.基本方針

障害のある方の日常的な支援を担われている保護者の方を中心としたご家族のレスパイトケアを目的に、障害のある方の日中の活動の場を一時的に提供する。

3.利用定員 6名

4.職員体制

管理者 1名・生活支援員 1名（非常勤 1名）
事務員 1名（常勤 1名）・嘱託医（東広島記念病院）

5.利用者への支援内容

- ・就学されている障害者(児)の放課後、長期休暇時の支援
- ・障害者(児)送迎・入浴サービス
- ・食事提供、健康管理

6.利用対象者

原則として地域生活支援事業の支給決定を受けた方。

7.利用料

市町村が定める地域生活支援事業費及び重要事項説明書に定める所定の利用負担額。
地域生活支援事業費については事業者が市町村から代理受領する。

IV. 令和5年度 就労サポートありんこ（就労継続支援B型） 事業計画書

1. はじめに
2. 基本方針
3. 職員体制
4. 活動プログラム
5. 就労継続支援B型事業
6. 個別支援計画
7. 行事及び地域活動
8. 研修
9. 防災・安全

IV. 就労サポートありんこ（就労継続支援 B 型）

1. はじめに

令和 5 年度も引き続きコロナウイルス感染リスクの継続が予想されるが、情勢に合わせ適宜対応しながら、利用者、職員の感染防止、安全面を第一に考え、企画の立案等を行う。

就労サポートありんこでは生産活動を基本に、利用者の特性に合わせた活動を提供し、就労に必要な知識や能力の向上や維持を図る訓練を行う。また、利用者の意欲（希望）により、提供する活動を変更したり、挑戦する機会を与えられる様な環境づくりを行う。

令和 5 年度、就労サポートありんこは定員 20 名とし、16 名の利用者でスタートする。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため「基本的人権を享有する個人としての尊厳」を職員全員が意識統一し、共生社会の実現のため、日常生活・社会生活の支援を行っていく。また、障害者虐待防止法に基づき、虐待防止マニュアルによって虐待防止の徹底を図り、倫理要綱を遵守する。

2. 基本方針

「人間尊重の心」の基本理念に基づき、「やさしさ」「思いやり」「けじめ」の運営思想を持って行動する。

障害者の自発的な取り組み、喜び、自覚と誇りが持てる環境づくりを行う。

利用者に対し、過保護になり過ぎないように留意した個別支援計画を立てる。

3. 職員体制

管理者 1 名（常勤・兼務）・サービス管理責任者 1 名（常勤・専任）・職業指導員 2 名（常勤 2 名・専任）・生活支援員 1 名（常勤 1 名・専任）・調理員 4 名（非常勤・専任）・事務員 1 名（常勤・兼務）・嘱託医（東広島記念病院）

4. 活動プログラム

(1) 年間行事予定 別表 1

(2) 月間予定

① 毎月 5 日・・・利用者工賃支給日

② 毎月第 2 木曜日・・・バイタルチェック

(3) 日課

8：30 ～ 9：00	送迎
9：25 ～ 9：50	朝の会・ミーティング
9：50 ～ 10：40	作業（1 単位）
10：40 ～ 10：50	休憩
10：50 ～ 11：40	作業（2 単位）

11：40 ～ 11：50	昼食準備
11：50 ～ 12：40	昼食・休憩
12：45 ～ 13：35	作業（3単位）
13：35 ～ 13：45	休憩
13：45 ～ 14：35	作業（4単位）
14：35 ～ 14：45	休憩
14：45 ～ 15：30	作業（5単位）
15：30 ～ 15：40	片付け・掃除
15：40 ～ 15：50	終わりの会
16：00 ～	送迎

○作業時間 250分（5単位）

5. 就労継続支援B型事業

(1) 生産活動

- 利用者の知識・能力向上と工賃確保のための事業所内外各種生産活動等の実施。
- 自主製品作製 トイレのゆずちゃん

① 給食センターありんこ亭

活動場所：東広島市黒瀬檜原東1丁目11-5（就労サポートありんこ内）

作業内容：給食作業における盛り付け・洗浄

支援内容：作業に入る前に、体調・髪・爪・服装等のチェックを行い、利用者が自発的に責任

感と心構えを持って身だしなみや身体を清潔に保つ事が出来る様、衛生管理の徹底を図り、丁寧で確実な作業内容を実践し、工賃UPに向けた訓練・支援を行う。

② 外部からの委託業務

●社会福祉法人 東広島市社会福祉協議会

活動場所：黒瀬保健福祉センター

作業内容：毎月（隔週 月・水・金）清掃作業

支援内容：黒瀬保健福祉センターを訪れた方が気持ち良く利用して貰える様、目の届きにくい場所等のチェックを行う。

担当表の作成。現場での役割分担の指示。利用者と共に清掃と見守りを行う。

●下黒瀬住民自治協議会

活動場所：下黒瀬地区（下条・東側・田代）

作業内容：広報誌等配布業務

支援内容：配達ミスの無い様に指示する。慌てず丁寧に投函する

③ 各種下請け作業

●株式会社 コーポレーションパールスター

活動場所：東広島市黒瀬檜原東1丁目11-5（就労サポートありんこ内）

作業内容：（1）あかぱつくん・トイレのゆずちゃん製作
（2）靴下・サポーター・杖カバーの縫製下準備作業

支援内容：個々の得意分野を伸ばせる様に作業内容を検討し、作業効率や利用者が集中して作業に取り組める環境を整え、利用者の状態や特性を踏まえた支援をする。

また、作業によって起こる手荒れや乾燥のケアや健康面、衛生面にも気を配り、利用者が安心して作業に取り組める様に職員は支援を行う。

●有限会社 カネイ

活動場所：東広島市黒瀬町乃美尾1944-1（灯籠作業場）

作業内容：盆灯籠作製・納品

支援内容：慣れから来るミスが出ない様に、作業内容の確認を徹底していく。

落ち着いて作業し、雑にならない様に注意を促す。個々の能力が生かせる様に指導していく。

●株式会社 こころ広告社

活動場所：①東広島市黒瀬檜原東1丁目11-5（就労サポートありんこ内）

②東広島市西大沢1丁目15-20（株式会社 こころ広告社）

作業内容：ダイレクトメール封詰め・宛名シール貼り等。

支援内容：利用者が落ち着いて取り組める環境を整えミスの発生を防ぐ。個々への声掛けを行い、作業工程の確認を徹底し、清潔な作業を目標とする支援を行う。

●Dog Life Plus

活動場所：東広島市黒瀬檜原東1丁目11-5（就労サポートありんこ内）

作業内容：犬・猫用のおやつの小分け。計量・封入・パッケージシール貼り作業等。

支援内容：ラベルや計量ミスに注意し、類似商品を利用者が混同しないように支援を行う。また衛生面に於いても配慮する。

●農作業（ありんこ農園）

活動拠点：東広島市黒瀬町乃美尾1835-1（スーパーハウス・農業作業場）

作業内容：米と野菜作り・地域の草刈り等の手伝い

支援内容：米作りに重点を置き、その他の野菜も生産増を目指す。黒瀬ありんこ（生活介護）の利用者と協力して作業が出来る様、サポートをする。

協調性のある環境作りに努める。体調管理をきちんと出来る様にサポートする。

（2）工賃支払い

・毎月5日に、生産活動による事業収入より必要経費を控除した相当額を支払う。

- ・個々の工賃額において毎月見直しを行う。

工賃評価の内容としては以下の項目について総合的に判断する。

- ① 作業種別
- ② 作業量
- ③ 正確さ
- ④ 集中力（継続力）
- ⑤ 挨拶・報告・連絡・相談等のコミュニケーション能力又は努力姿勢
- ⑥ 各担当職員による聞き取り

（3）健康管理

- ① 体温調査票データ管理・・・毎日
- ② 定期健康診断・・・年1回（11月16日（木））
- ③ インフルエンザ予防接種・・・希望者のみ（実費）
- ④ バイタルチェック・・・毎月第2木曜日
- ⑤ アルコール消毒・手洗い・うがいの実施
- ⑥ 抗原検査・・・必要に応じて
- ⑦ 病院への送迎・・・必要に応じて
- ⑧ 検便・・・毎月ありんこ亭内関係者に実施

（4）食事提供

- ① 毎月、管理栄養士による献立表の作成。
- ② 栄養のバランスを考慮し、四季折々の食材とありんこ農園で収穫したありんこ米や野菜を用いた献立の提供。
- ③ 適切な衛生管理の実施。
- ④ 毎日の諸記録の実施及び点検。
- ⑤ 毎月2回（第1週・第3週）の給食会議の実施。
- ⑥ 毎日の日誌記入の実施（検食・利用者の作業と支援について）

（5）研修

年1回、レクリエーションを兼ねて、自立支援と職業訓練を目的とした社会見学、買い物研修等を行い、職員の支援の元、研修報告書を作成し提出するまでの一連の行程を実施する。

（6）利用者送迎

送迎希望者への送迎サービスの実施。

6. 個別支援計画

サービス等利用計画に基づき、個別支援計画の立案、本人・保護者・家族からの聞き取り調査の実施。必要に応じて障害者就業・生活支援センター・ハローワーク等の関係機関等と連携し、必要に応じたケア会議の開催を図る。

（1）実習の実施

個別支援計画に基づいて実習出来る様、実習の受け入れ先の確保に努める。

(2) 求職活動支援

個別支援計画・就労継続支援計画に基づき、障害者就業・生活支援センター・ハローワーク等の関係機関と連携し求職活動の支援に努める。

(3) 職場定着支援

就職後6ヶ月以上、障害者就業・生活支援センター・ハローワーク・就労支援機関と連携し、職業生活における相談、職場訪問等の支援の継続に努める。

(4) 相談

施設利用に関する事、日常の悩み、対人関係または就労に関する相談等、必要に応じて法人内事業所（相談支援ありんこ）と連携する。

7. 行事及び地域活動

行事及び地域活動の遂行にあたっては、コロナ禍ではあるが、情勢に合わせ適宜対応し、企画実施となる。

(1) 企画行事

① ありんこ交流祭

- ・ 社会福祉法人倫、手をつなぐ育成会、ありんこ保護者会が共同で開催する。
- ・ コロナ禍ではあるが、外部ボランティアの協力要請と地域交流は、情勢に合わせ適宜対応し、企画実施とする。
- ・ 開催予定 5月27日（土）

② クリスマス交流会

- ・ 社会福祉法人倫、手をつなぐ育成会、ありんこ保護者会が共同で開催する。
- ・ コロナ禍ではあるが、外部ボランティアの協力要請と地域交流は、情勢に合わせ適宜対応し、企画実施とする。
- ・ 開催予定 12月16日（土）

(2) 対外行事及び地域行事

① 黒瀬町福祉まつり 10月 黒瀬生涯学習センター

② 東広島市福祉まつり 11月 社協本部

実行委員会に参画をする。

(3) 施設見学・実習

- ・ 地域の方や関連団体の方から要望があれば出来る限り受け入れる。
- ・ 小・中・高・大学・特別支援学校等からの実習を受け入れる。
- ・ 地域の交流の場として施設を開放する。

(4) 社団法人広島県就労振興センター

- ・ センターの事業に参加・協力をする。

(5) 地域住民への施設開放

- ・地域行事への参加。
- ・地域食堂（SATO くらせ）の場所提供及び参加。

(6) 地域行事へのバザー出店

- ・町内各種イベント

(7) 東広島市手をつなぐ育成会事務局

東広島市手をつなぐ育成会の事務局として会の円滑な運営に努める。

所在地：東広島市黒瀬檜原東1丁目11-5（就労サポートありんこ内）

8. 研修

- (1) 各職員に対応した研修を受ける。
- (2) 組織として総合的な援助が出来る様に、各分野での専門家を育成する体制を構築する。
- (3) 各種研修会に積極的、計画的に参加を行い、その研修会を基に施設内研修を行う事により、職員全員が知識を共有する体制を構築する。

9. 防災・安全

- (1) 防災計画の立案、防災訓練を実施。
- (2) 消防署と連携し防災について高い意識を持つ。
- (3) 避難経路を確保するために整理整頓を心掛ける。
- (4) 防火設備点検の実施。

V. 令和5年度 ホームありんこ(共同生活援助)事業計画書

1. はじめに
2. 基本方針
3. 職員体制
4. 活動プログラム
5. 利用者へのサービス
6. 防災・安全
7. その他

V. 共同生活援助 ホームありんこ

1. はじめに

令和5年度は、定員15名に対し、12名の利用者でスタートする。利用者は「働く事」と「通所する事」を基本に、日常生活のサポートを受けながら共同生活を送り、地域での自立生活を目指す。また、ホームありんこの見学・体験希望者についても、対応する。

2. 基本方針

社会福祉法人 倫の基本方針に基づき、障害者に対し、共同生活援助サービスを提供する。

3. 職員体制

管理者1名（常勤・兼務）・サービス管理責任者1名（常勤・兼務）・生活支援員3名（常勤2名・専従）（非常勤1名・専従）・世話人4名（常勤2名・専従）（非常勤2名・専従）

4. 活動プログラム

- (1) サービス等利用計画に基づく個別支援計画の策定、本人、家族等からの聞き取り調査の実施、必要に応じて生活支援センター等の関係機関と連携、調整を行う。
- (2) 日々様子を観察するとともに、ケース記録の管理を行い必要に応じて世話人との会議を開催し日常生活における支援等を適切に遂行する。
- (3) 東広島市障害者地域生活体験事業委託
東広島市と連携、体験事業の推進を図る。

5. 利用者へのサービス

- (1) 入浴・排泄等の支援（介護）
- (2) 家事等の日常生活上の支援（介護）
- (3) 食事等の援助・支援（介護）（朝食300円・昼食400円（休所日）・夕食500円）
- (4) 健康管理の援助（定期受診・ワクチン接種・抗原検査）
- (5) 金銭管理の援助
- (6) 日常生活における相談支援
- (7) その他必要な手続き（行政・医療機関・移動支援手配等）
- (8) レクリエーションの実施

6. 防災・安全

- (1) 防災計画の立案、防災訓練、防火設備点検を実施。
- (2) 消防署と連携し防災について高い意識を持つ。
- (3) 非難経路を確保するために整理整頓を心がける。

7. その他

利用者の受入については、法人内事業所（就労サポートありんこ・相談支援ありんこ）と連携を図り対応する。

VI. 令和5年度 ありんこ B ジョブ(就労継続支援 B 型)事業計画書

1. はじめに
2. 基本方針
3. 利用者へのサービス

VI. ありんこ B ジョブ (就労継続支援 B 型) 事業計画

1. はじめに

令和 5 年度も引き続きコロナウイルス感染リスクが続くことが予想される。そのため利用者、職員の感染防止、安全面を第一に考慮し企画等の立案を行う。

また、これまで当たり前に出ていたことが出来なくなる場面においては創意工夫を行い「利用者の安全」を柱に行事等を遂行する。

- ・令和 5 年度、23 名の利用者でスタートする。
- ・障害者総合支援法の基本理念に基づき、「日常生活・社会生活」の支援を行う。
- ・障害者虐待防止法に基づき、倫理要綱の遵守。

2. 基本方針

就労移行支援事業を利用したが一般企業等の雇用に結びつかなかった方や、働くことを希望しているが就労移行支援の利用が困難な方に対し就労や生産活動の機会を提供する（雇用契約は締結しない）とともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった方には、一般就労等への移行に向けた支援を行う。

3. 利用者へのサービス

(1) 個別支援

利用者一人一人の個性や障害特性を理解し、個別支援計画に沿って日々の支援を行う。

① 個別支援計画

- ・利用者の希望や個性等を把握し、利用者との面接や職員会議等で協議し、作成する。
- ・半年毎の評価・見直しを行い、その結果が次の支援に結び付くような発展的な計画となることを目指す。

② 相談等

- ・利用者の生活や心身の健康等について、必要に応じて面接や電話相談、訪問を行う。
- ・必要に応じて職員会議や関係機関とのケア会議を開催し、支援の方向性について検討する。

(2) 生産活動

利用者一人一人に合わせた支援を行うと同時に、作業効率と工賃の向上を図る。

① ゆずちゃん作業（自主製品トイレのゆずちゃん／受注製品あかぼっくん等）

個々の能力に応じた作業支援を行い、作業意欲・正確さ・適応能力を向上させ、全体の作業効率を維持する。

② ケーキ作り作業

法人内の利用者誕生日会に向け、作業活動の一環としてケーキ作りを行う。通常の内職作業を併せて行うことで、メリハリをつけて活動することを目的とする。

③ 清掃

作業前後のミーティングと定期的なルール確認を行い、清掃作業のマニュアルの浸透を図る利用者支援を行う。また、定期的に参加できる利用者の育成支援を行う。

④ 畑作業

年間を通して作業できる利用者の育成支援を目指し、利用者が担当できる作業を確立していく。
また、利用者の主体性を養うための育成支援も行う。

⑤香木堂シール貼り作業

治具の使用により、作業効率を向上させるとともに、多くの利用者が携わることができる体制を確立させる。また利用者に地域との関わりを経験してもらう。

⑥広報紙等配達業務

作業に携わる事の出来る人材の育成やルートを確立させることによって作業効率の向上を図る。

⑦光文堂内職作業（桐箱組立・ダンボール組立作業・DM封入作業）

個々の能力に応じた作業支援を行い、作業意欲・正確さ・適応能力を向上させ、全体の作業効率の向上及び作業へ携わることのできる利用者の増加を目指す。

⑧その他

外部機関での出店やその他状況に応じた作業を行う。

（3）評価等

①工賃ランク

内職、農作業に対し、「作業の正確さ」「作業の集中力」「作業変更等による臨機応変な対応」「作業種別」「作業量」「作業の継続時間」の6点から評価を行い、5段階評価で工賃額を5ランクに設定し、毎月評価の見直しを行う。利用者の作業意欲と作業能力の向上を目的とする。

②MVP制度

その日のMVP（「一番輝いていた利用者」）を職員が決め、ひと月に一番多くMVPを獲得した利用者に月間MVPとして表彰と副賞を贈呈する。作業場面やそれ以外での活躍、行動等を考慮するため、作業に参加できない利用者や、やむを得ず作業時間が少ない利用者にも獲得チャンスがあることで、利用のモチベーションを向上させる。

③皆勤賞

1か月毎、開所日全て通所し作業に携わると、「皆勤賞」として表彰と皆勤手当（1,000円）が工賃に加算される。利用日数や利用者のモチベーションの向上を図ることを目的とする。

④全通所賞

作業の有無を問わず、1か月毎、開所日全て通所すると、「全通所賞」として表彰と全通所手当（500円）が工賃に加算される。毎日仕事をするのが難しい利用者の利用日数の増加や利用者のモチベーションの向上を図ることを目的とする。

⑤フルタイム手当

1日4時間以上作業すると、1日当たり50円が加算される。全作業時間取り組むモチベーションをあげることを目的とする。

（4）余暇活動

①利用者ミーティング

毎月5日（休所日の時はその前日）に行い、予定の確認や行事の計画、その他必要な話し合いを行う。司会や発言は利用者が主に行い、対人関係・コミュニケーションの練習や利用者同士の相

互理解の場として活用する。

②レクリエーション

利用者ミーティングでの話し合いをもとに実行する。レクリエーションに参加しない利用者の活動を保障するために、可能な限り、作業と同時並行で行う。

③クローバー（ピア活動）

利用者の自主活動のため、会の進行や運営は参加利用者が行う。ただし、状況に応じて職員の介入や支援が必要な場合は、必要な範囲で行う。

④誕生日会

利用者がデザートメニューを決め、誕生日会を行う。皆で祝うことが利用者の喜びや励みになり、通所のモチベーションへと繋がっている。

⑤交流行事

希望利用者を募り、法人全体の交流行事に参加する。普段、関わりが少ない利用者・職員との交流や、外部事業所を知るきっかけとなり、利用者にとっては楽しみを満喫すると同時に生活の幅をひろげることにもつながる。

⑥プチハッピー

毎月、その月の「種々のミッション（目標）」を設定し、全項目を達成することにより「プチハッピー」なこと（豪華なおやつなどがもらえる等）が起こり、この手法により社会性・規律性を養う。挨拶や片付け等をミッションとすると、日常的なことを意識して取り組む利用者が増えたため、効果がかなりみられたミッションは定期的に取り入れていきたい。

(5) その他活動

①体調管理

- ・バイタルチェック

毎日の自主検温と月2回の体重、血圧測定を行い、健康管理を行う。

- ・健康診断

法人全体で実施する健康診断にて行う。

②送迎サービス

希望者を対象に送迎を行い、通所数の増加に繋げる。

③防災訓練

年2回以上、実施し、防災への意識の向上を目指す。

④見学、実習の受け入れ

依頼や状況に応じて受け入れを行う。

⑤地域交流

- ・喫茶「なごみ」の閉店に伴い、既存のスペースを就労支援兼地域交流スペースとして活用していく。地域交流を目的としたイベント、物品販売等を定期的に開催する。

VII. 令和5年度 相談支援事業所ありんこ 事業計画書

1. はじめに
2. 基本方針
3. 指定特定相談事業(計画相談支援)
4. 指定一般相談事業(地域移行支援)
5. 指定障害児相談支援

•

•

VII. 相談支援事業所ありんこ

1. はじめに

コロナウイルス感染症の影響で、利用者だけでなくその家族においても福祉サービスが希望通りに利用できない状況や心理的なストレスの負担等が増大している。当事業所だけでなく、法人全体や他法人とも役割分担や相互フォローを行い、必要な支援の提供、特に緊急時対応ができるように支援体制をつくっていく必要がある。また、コロナウイルス感染症の感染予防対策について、行政や法人の指導に基づき十分に留意しながら業務を遂行していく。

2. 基本方針

(1) 基本方針

利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との緊密な連携を図りつつ、相談支援事業を当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に行う。

また、事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、提供する支援の自己評価を行い、常にその改善を図る。

(2) 実施事業

- ①指定特定相談事業（計画相談支援）
- ②指定一般相談支援事業（地域移行支援）
- ③指定障害児相談支援事業

(3) 通常の事業実施地域

東広島市黒瀬町

(4) 営業日・時間

営業日 法人の年間開所予定日による
営業時間 9：00～16：00

(5) 職員配置

管理者 1名（兼務）
相談支援専門員 3名（常勤1名専任・非常勤2名専任）

3. 指定特定相談事業（計画相談支援）

(1) 内容

①サービス利用支援

利用者やその家族等の来所による面接又は訪問を行い、心身の状況や生活環境を把握し、適切な保健、医療、福祉、就労、教育等に係るサービス等が総合的かつ効率的に提供されるよう配慮した

サービス等利用計画を作成する。

②継続サービス利用支援（モニタリング等）

利用者やその家族等とサービス等利用計画に記載の通りの各事業のサービスが提供されているか、経過について確認し、把握する。

また、各事業のサービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、事業者等との連絡調整を行う。

③各事業のサービス等利用計画の変更

利用者やその家族等がサービス等利用計画の変更を希望した場合、又は事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、利用者と事業者双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更する。

④その他

相談支援に付帯するその他必要な支援を行う。

(2) 対象者

障害者（障害の特定はしない）

4. 指定一般相談事業（地域移行支援）

(1) 内容

障害者支援施設や精神科病院等にいる障害者が、地域生活に移行するための活動に関する相談やその他の支援を行う。

①地域移行支援計画の作成

②入所施設や精神科病院への訪問による利用者に対する相談及び援助

③障害福祉サービス事業の体験的な利用等に係る必要な支援

④1人暮らしに向けた体験的な宿泊に係る支援

(2) 対象者

障害者（障害の特定はしない）

5. 指定障害児相談支援事業

(1) 内容

①サービス利用支援

利用者やその家族等の来所による面接又は訪問を行い、心身の状況や生活環境を把握し、適切な保健、医療、福祉、就労、教育等に係るサービス等が総合的かつ効率的に提供されるよう配慮したサービス等利用計画を作成する。

②継続サービス利用支援（モニタリング等）

利用者やその家族等とサービス等利用計画に記載の通りの各事業のサービスが提供されているか、経過を確認し、把握する。

また、各事業のサービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、事業者等との連絡調整

を行う。

③各事業のサービス等利用計画の変更

利用者やその家族等がサービス等利用計画の変更を希望した場合、又は事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、利用者と事業者双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更する。

④その他

相談支援に付帯するその他必要な支援を行う。

(2) 対象者

障害児（障害の特定はしない）